

PayPay カードサービス利用規約

PayPay カード会員規約

旧	新
第 13 条（クレジットカード利用可能枠） 5. 当社は、会員のカード利用状況及び再審査の結果その他の事情を勘案して、第 1 項及び第 2 項の利用可能枠を必要に応じて増枠又は減枠（0 円とすることを含みます。）できるものとし、また、本会員がキャッシング利用可能枠を増枠しようとする場合は、当社所定の方法により増枠を申し込むものとし、当社が審査した結果、適当と認めた場合にのみ増枠するものとします。また、カードキャッシングは、当社が定め会員に告知した条件を満たさない限り利用できないものとします。	第 13 条（クレジットカード利用可能枠） 5. 当社は、会員のカード利用状況及び再審査の結果その他の事情を勘案して、第 1 項及び第 2 項の利用可能枠を必要に応じて増枠又は減枠（0 円とすることを含みます。）できるものとし、また、本会員がキャッシング利用可能枠を増枠しようとする場合は、当社所定の方法により増枠を申し込むものとし、当社が審査した結果、適当と認めた場合にのみ増枠するものとします。また、カードキャッシングは、当社が定め会員に告知した条件を満たさない限り利用できないものとします。
第 14 条（複数枚カード保有における利用可能枠） 7. 当社は、会員のカード利用状況、会員の再審査の結果その他の事情を勘案して、第 1 項及び第 2 項の利用可能枠を必要に応じて増枠又は減枠（0 円とすることを含みます。）できるものとし、また、本会員がキャッシング利用可能枠を増枠しようとする場合は、当社所定の方法により増枠を申し込むものとし、当社が審査した結果、適当と認めた場合にのみ増枠するものとします。また、カードキャッシングは、当社が定め会員に告知した条件を満たさない限り利用できないものとします。	第 14 条（複数枚カード保有における利用可能枠） 7. 当社は、会員のカード利用状況、会員の再審査の結果その他の事情を勘案して、第 1 項及び第 2 項の利用可能枠を必要に応じて増枠又は減枠（0 円とすることを含みます。）できるものとし、また、本会員がキャッシング利用可能枠を増枠しようとする場合は、当社所定の方法により増枠を申し込むものとし、当社が審査した結果、適当と認めた場合にのみ増枠するものとします。また、カードキャッシングは、当社が定め会員に告知した条件を満たさない限り利用できないものとします。
第 40 条（カードキャッシングの利用方法） 3. 日本国内でカードキャッシングを利用する場合、返済方法は次の各号に定めるとおりとします。なお、カードキャッシングによる融資金額は 1 万円単位とします。 （1）1 回払 締切日に利用データを締め切り、支払日に支払う方法 （2）リボルビング払又はボーナス併用リボルビング払（残高スライド方式） 当社所定の支払元金に利息を加算した金額を支払日に支払う方法	第 40 条（カードキャッシングの利用方法） 3. 日本国内でカードキャッシングを利用する場合、返済方法は次の各号に定めるとおりとします。なお、カードキャッシングによる融資金額は 1 万円単位とします。ネットキャッシングを利用する場合は 1 万円以上 1 千円単位とします。 （1）1 回払 締切日に利用データを締め切り、支払日に支払う方法 （2）リボルビング払又はボーナス併用リボルビング払（残高スライド方式又はリボ残高スライド方式） 当社所定の支払元金に利息を加算した金額を支払日に支払う方法
第 41 条（カードキャッシングの支払方法） 2. 会員が支払方法の変更を当社所定の方法により申し出、当社が認めた場合には、支払方法を変更することができるものとします。この場合、会員は、本条記載の変更後の支払方法により支払うものとします。なお、会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の増額又は会員が指定した請求月のみ支払元金の増額による支払ができるものとします。ただし、会員が指定した請求月のみ支払元金の増額をした場合において、会員が当該増額に係る支払金の弁済を怠ったときには、当社は増額の申出が撤回されたものとみなし、増額前の元金及びこれに附随する手数料・遅延損害金のみを請求対象とすること	第 41 条（カードキャッシングの支払方法） 2. 会員が支払方法の変更を当社所定の方法により申し出、当社が認めた場合には、支払方法を変更することができるものとします。この場合、会員は、本条記載の変更後の支払方法により支払うものとします。なお、会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の増額及び減額又は会員が指定した請求月のみ支払元金の増額による支払ができるものとします。ただし、会員が指定した請求月のみ支払元金の増額をした場合において、会員が当該増額に係る支払金の弁済を怠ったときには、当社は増額の申出が撤回されたものとみなし、増額前の元金及びこれに附随する手数料・遅延損害金のみを請求対象とすること

ができます。	とすることができます。																				
第 42 条（キャッシングご利用案内書） 1. 当社は、会員がカードキャッシングを利用又は返済する都度、利用内容を記載したキャッシングご利用案内書（以下「利用案内書」といいます。）を発行するものとします。	第 42 条（キャッシングご利用案内書兼変更案内書） 1. 当社は、会員がカードキャッシングを利用する都度、利用内容を記載したキャッシングご利用案内書兼変更案内書（以下「利用案内書」といいます。）を発行するものとします。																				
【カードキャッシングについて】 1. キッシング利用可能枠	【カードキャッシングについて】 1. キッシング利用可能枠																				
<table><tr><td>返済方式</td><td>1 回払の場合：元利一括返済 リボルビング払の場合：残高スライド方式</td></tr></table>	返済方式	1 回払の場合：元利一括返済 リボルビング払の場合：残高スライド方式	<table><tr><td>返済方式</td><td>1 回払の場合：元利一括返済 リボルビング払の場合：残高スライド方式又はリボ残高スライド方式</td></tr></table>	返済方式	1 回払の場合：元利一括返済 リボルビング払の場合：残高スライド方式又はリボ残高スライド方式																
返済方式	1 回払の場合：元利一括返済 リボルビング払の場合：残高スライド方式																				
返済方式	1 回払の場合：元利一括返済 リボルビング払の場合：残高スライド方式又はリボ残高スライド方式																				
2. リボルビング払の支払元金（残高スライド方式） <table><tr><th>融資残高</th><th>支払元金</th></tr><tr><td>200,000 円以下</td><td>5,000 円～10,000 円</td></tr><tr><td>200,000 円超 500,000 円以下</td><td>10,000 円～20,000 円</td></tr><tr><td>500,000 円超 1,000,000 円以下</td><td>10,000 円～30,000 円</td></tr><tr><td>1,000,000 円超</td><td>10,000 円～60,000 円</td></tr></table> ※月末融資残高により支払月の支払元金が決まります。 ※最低支払元金は、当社所定の方法により変更することができます。 ※支払元金を取り決めた金額以下になる場合には、融資残高全額が支払元金となります。	融資残高	支払元金	200,000 円以下	5,000 円～10,000 円	200,000 円超 500,000 円以下	10,000 円～20,000 円	500,000 円超 1,000,000 円以下	10,000 円～30,000 円	1,000,000 円超	10,000 円～60,000 円	2. リボルビング払の支払元金 キャッシング基本契約が成立した日付により返済方式が異なります。 返済方式を確認するには、ご契約時に発行されますご契約のご案内をご確認ください。 ■ 2025 年 10 月 13 日以前にキャッシングの基本契約をご契約の方 <table><tr><th>融資残高</th><th>最低支払元金</th></tr><tr><td>200,000 円以下</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>200,000 円超 500,000 円以下</td><td>20,000 円</td></tr><tr><td>500,000 円超 1,000,000 円以下</td><td>30,000 円</td></tr></table> ※月末融資残高により支払月の支払元金が決まります(残高スライド方式)。 ※最低支払元金は、当社所定の方法により変更することができます。毎月 10 日までに変更した場合に、当月支払分より適用されるものとします。 ※以下の手続きを実施することでリボ残高スライド方式に変更されます。 ・最低支払額の変更 ・キャッシング利用枠の増枠 ・支払元金のボーナス月増額変更 ※支払元金を取り決めた金額以下になる場合には、融資残高全額が支払元金となります。 ■ 2025 年 10 月 14 日以降にキャッシングの基本契約をご契約の方 <table><tr><th>融資残高</th><th>最低支払元金</th></tr></table>	融資残高	最低支払元金	200,000 円以下	10,000 円	200,000 円超 500,000 円以下	20,000 円	500,000 円超 1,000,000 円以下	30,000 円	融資残高	最低支払元金
融資残高	支払元金																				
200,000 円以下	5,000 円～10,000 円																				
200,000 円超 500,000 円以下	10,000 円～20,000 円																				
500,000 円超 1,000,000 円以下	10,000 円～30,000 円																				
1,000,000 円超	10,000 円～60,000 円																				
融資残高	最低支払元金																				
200,000 円以下	10,000 円																				
200,000 円超 500,000 円以下	20,000 円																				
500,000 円超 1,000,000 円以下	30,000 円																				
融資残高	最低支払元金																				

	100,000 円以下	3,000 円
	100,000 円超 200,000 円以下	6,000 円
	200,000 円超 500,000 円以下	10,000 円
	500,000 円超 1,000,000 円以下	20,000 円
※以下の手続きを実施した場合の月末融資残高により支払月の支払元金が決まります（リボ残高スライド方式）。 ・キャッシングのご利用 ・キャッシングあとからリボのご利用 ・最低支払額の変更 ・キャッシング利用枠の増枠 ・支払元金のボーナス月増額変更 ※最低支払元金は、当社所定の方法により変更することができます。 変更後の支払元金は、毎月 10 日までに変更した場合に、当月支払分より適用されるものとします。 ※融資残高が支払元金以下になる場合には、融資残高全額が支払元金となります。		
2025 年 8 月 1 日	2025 年 xx 月 xx 日	

電磁化書面規定（貸金）

旧	新
第 2 条（書面の種類） 1. 当社は、次の各号に定める書面を電磁的方法により提供します。 （1）PayPay カード会員規約（以下、「会員規約」といいます。） （2）お申し込み内容の事前のご案内 （3）ご契約内容のご案内 （4）ご契約内容の変更のご案内 （5）キャッシングご利用案内書 （6）領収書	第 2 条（書面の種類） 1. 当社は、次の各号に定める書面を電磁的方法により提供します。 （1）PayPay カード会員規約（以下、「会員規約」といいます。） （2）お申し込み内容の事前のご案内 （3）ご契約内容のご案内 （4）ご契約内容の変更のご案内 （5）キャッシングご利用案内書兼変更案内書 （6）領収書
2023 年 10 月 1 日	2025 年 9 月 18 日

PayPay カード（PayPay 決済用）会員特約（PayPay カード会員用）

旧	新
第 1 条（適用） 1. PayPay カード（PayPay 決済用）会員特約（PayPay カード会	第 1 条（適用） 1. PayPay カード（PayPay 決済用）会員特約（PayPay カード会

員用）（以下、「本特約」といいます。）は、PayPay カード会員（以下、「本会員」といいます。）のうち、PayPay 株式会社（以下、「PayPay」といいます。）が定める「PayPay サービス利用規約」に同意し PayPay アカウントを保有したうえで、PayPay カード株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する PayPay カード（PayPay 決済用）（QR コード等を利用して PayPay カード情報を用いてクレジット決済を行うことのできるサービスをいいます。）に当社所定の方法により登録した本会員（以下、「本特約会員」といいます。）に適用されます。	員用）（以下、「本特約」といいます。）は、PayPay カード会員（以下、「本会員」といいます。）のうち、PayPay 株式会社（以下、「PayPay」といいます。）が定める「PayPay サービス利用規約」（以下、「PayPay サービス利用規約」といいます。）に同意し PayPay アカウントを保有したうえで、PayPay カード株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する PayPay カード（PayPay 決済用）（QR コード等を利用して PayPay カード情報を用いてクレジット決済を行うことのできるサービスをいいます。）に当社所定の方法により登録した本会員（以下、「本特約会員」といいます。）に適用されます。
第 2 条（PayPay カード（PayPay 決済用）の概要） 2. 本特約会員は、PayPay の加盟店で商品の購入やサービスの提供を受けることができます。	第 2 条（PayPay カード（PayPay 決済用）の概要） 2. 本特約会員は、PayPay の加盟店（PayPay が提携する海外決済ネットワークを利用できる加盟店を含みます。）で商品の購入やサービスの提供を受けることができます。
	5. 海外で PayPay カード（PayPay 決済用）を利用した代金の円貨への換算は、PayPay サービス利用規約に定める海外取引為替レートが適用されるものとします。
2024 年 7 月 24 日	2025 年 9 月 18 日

電磁化書面規定（貸金）（PayPay カード会員向け PayPay カード（PayPay 決済用）特約）

旧	新
第 2 条（書面の種類） 1. 当社は、次の各号に定める書面を電磁的方法により提供します。 (1) PayPay カード会員規約 (2) PayPay カード（PayPay 決済用）会員特約（PayPay カード会員用） (3) お申込内容の事前のご案内 (4) ご契約内容のご案内 (5) ご契約内容の変更のご案内 (6) キャッシングご利用案内書 (7) 領収書	第 2 条（書面の種類） 1. 当社は、次の各号に定める書面を電磁的方法により提供します。 (1) PayPay カード会員規約 (2) PayPay カード（PayPay 決済用）会員特約（PayPay カード会員用） (3) お申込内容の事前のご案内 (4) ご契約内容のご案内 (5) ご契約内容の変更のご案内 (6) キャッシングご利用案内書兼変更案内書 (7) 領収書
2023 年 8 月 1 日	2025 年 9 月 18 日

PayPay カード（PayPay 決済用）サービス利用規約

PayPay カード（PayPay 決済用）会員規約

旧	新
第 2 条（本会員） 1. 本会員とは、PayPay 株式会社（以下、「PayPay」といいます。）が定める「PayPay サービス利用規約」に同意し PayPay アカウントを保有する者が、当社が定める本規約、「個人情報の取扱いに関する同意条項」、「PayPay カード（PayPay 決済用）会員メニュー利用者規定」、「電磁化書面規定（割販）」等（以下、総称して「各サービス規約」といいます。）に同意のうえ、本サービスに申し込み、当社がこれ	第 2 条（本会員） 1. 本会員とは、PayPay 株式会社（以下、「PayPay」といいます。）が定める「PayPay サービス利用規約」（以下、「PayPay サービス利用規約」といいます。）に同意し PayPay アカウントを保有する者が、当社が定める本規約、「個人情報の取扱いに関する同意条項」、「PayPay カード（PayPay 決済用）会員メニュー利用者規定」、「電磁化書面規定（割販）」等（以下、総称して「各サービス規約」とい

を承諾した者をいいます。	います。)に同意のうえ、本サービスに申し込み、当社がこれを承諾した者をいいます。
第 13 条（本サービスの機能） 1. 会員は、本サービスを利用して、PayPay の加盟店及び国際ブランド会社に加盟した日本国内外の金融機関等と契約した加盟店（以下、総称して「加盟店」といいます。）で商品の購入やサービスの提供を受けること（以下、「ショッピング」といいます。）ができるものとします。	第 13 条（本サービスの機能） 1. 会員は、本サービスを利用して、PayPay の加盟店（PayPay が提携する海外決済ネットワークを利用できる加盟店を含みます。）及び国際ブランド会社に加盟した日本国内外の金融機関等と契約した加盟店（以下、総称して「加盟店」といいます。）で商品の購入やサービスの提供を受けること（以下、「ショッピング」といいます。）ができるものとします。
第 14 条（本サービスの利用可能枠） 5. 当社は、会員の本サービス利用状況及び再審査の結果その他の事情を勘案して、第 1 項及び第 2 項の利用可能枠を必要に応じて増枠又は減枠（0 円とすることを含みます。）できるものとします。なお、本会員がキャッシング利用可能枠を増枠しようとする場合は、当社所定の方法により増枠を申し込むものとし、当社が審査した結果、適当と認めた場合にのみ増枠するものとします。また、カードキャッシングは、当社が定め会員に告知した条件を満たさない限り利用できないものとします。	第 14 条（本サービスの利用可能枠） 5. 当社は、会員の本サービス利用状況及び再審査の結果その他の事情を勘案して、第 1 項及び第 2 項の利用可能枠を必要に応じて増枠又は減枠（0 円とすることを含みます。）できるものとします。なお、キャッシング利用可能枠の増枠は、本会員が当社所定の方法により申込みを行った場合、又は当社が所定の審査の上、適当と認めた場合にのみ実施するものとします。また、カードキャッシングは、当社が定め会員に告知した条件を満たさない限り利用できないものとします。
第 15 条（複数のクレジットサービスにかかる利用可能枠） 7. 当社は、会員のクレジットサービスの利用状況、会員の再審査の結果その他事情を勘案して、第 1 項及び第 2 項の利用可能枠を必要に応じて増枠又は減枠（0 円とすることを含みます。）できるものとします。	第 15 条（複数のクレジットサービスにかかる利用可能枠） 7. 当社は、会員のクレジットサービスの利用状況、会員の再審査の結果その他事情を勘案して、第 1 項及び第 2 項の利用可能枠を必要に応じて増枠又は減枠（0 円とすることを含みます。）できるものとします。なお、キャッシング利用可能枠の増枠は、本会員が当社所定の方法により申込みを行った場合、又は当社が所定の審査の上、適当と認めた場合にのみ実施するものとします。
第 17 条（日本国外の利用代金の円への換算） 1. 海外で本サービスを利用した代金の円貨への換算は、国際ブランド所定のレートが適用されるものとします。	第 17 条（日本国外の利用代金の円への換算） 1. 海外で本サービスを利用した代金の円貨への換算は、次の各号のレートが適用されるものとします。 (1) PayPay カード 国際ブランド所定のレート (2) PayPay カード (PayPay 決済用) PayPay サービス利用規約に定める海外取引為替レート
2. ショッピングの換算に際しては、海外利用にかかわる事務処理コストとして、当社所定の事務処理の手数料を加算するものとします。ただし、海外で利用したキャッシングには、事務処理の手数料は含みません。	2. PayPay カードのショッピングの換算に際しては、海外利用にかかわる事務処理コストとして、当社所定の事務処理の手数料を加算するものとします。ただし、海外で利用したキャッシングには、事務処理の手数料は含みません。
第 42 条（キャッシングの利用方法） 3. 日本国内でキャッシングを利用する場合、返済方法は次の各号に定めたとおりとします。なお、キャッシングによる融資金額は 1 万円単位とします。 (1) 1 回払 締切日に利用データを締め切り、支払日に支払う方法 (2) リボルビング払又はボーナス併用リボルビング払（残高スライド方	第 42 条（キャッシングの利用方法） 3. 日本国内でキャッシングを利用する場合、返済方法は次の各号に定めたとおりとします。なお、キャッシングによる融資金額は 1 万円単位とします。ネットキャッシングを利用する場合は 1 万円以上 1 千円単位とします。 (1) 1 回払 締切日に利用データを締め切り、支払日に支払う方法

式) 当社所定の支払元金に利息を加算した金額を支払日に支払う方法	(2) リボルビング払又はボーナス併用リボルビング払 (残高スライド方式又はリボ残高スライド方式) 当社所定の支払元金に利息を加算した金額を支払日に支払う方法																		
第 43 条 (キャッシングの支払方法) 2. 会員が支払方法の変更を当社所定の方法により申し出、当社が認めた場合には、支払方法を変更することができるものとします。この場合、会員は、本条記載の変更後の支払方法により支払うものとします。なお、会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の増額又は会員が指定した請求月のみ支払元金の増額による支払ができるものとします。ただし、会員が指定した請求月のみ支払元金の増額をした場合において、会員が当該増額に係る支払金の弁済を怠ったときには、当社は増額の申出が撤回されたものとみなし、増額前の元金及びこれに附随する手数料・遅延損害金のみを請求対象とすることができます。	第 43 条 (キャッシングの支払方法) 2. 会員が支払方法の変更を当社所定の方法により申し出、当社が認めた場合には、支払方法を変更することができるものとします。この場合、会員は、本条記載の変更後の支払方法により支払うものとします。なお、会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の増額及び減額又は会員が指定した請求月のみ支払元金の増額による支払ができるものとします。ただし、会員が指定した請求月のみ支払元金の増額をした場合において、会員が当該増額に係る支払金の弁済を怠ったときには、当社は増額の申出が撤回されたものとみなし、増額前の元金及びこれに附随する手数料・遅延損害金のみを請求対象とすることができます。																		
第 44 条 (キャッシングご利用案内書) 1. 当社は、会員がキャッシングを利用又は返済する都度、利用内容を記載したキャッシングご利用案内書 (以下、「利用案内書」といいます。) を発行するものとします。	第 44 条 (キャッシングご利用案内書兼変更案内書) 1. 当社は、会員がキャッシングを利用する都度、利用内容を記載したキャッシングご利用案内書兼変更案内書 (以下、「利用案内書」といいます。) を発行するものとします。																		
【カードキャッシングについて】 1. キャッシング利用可能枠 <table border="1" data-bbox="113 1059 778 1218"> <tr> <td>返済方式</td><td>1 回払の場合：元利一括返済 リボルビング払の場合：残高スライド方式</td></tr> </table>	返済方式	1 回払の場合：元利一括返済 リボルビング払の場合：残高スライド方式	【カードキャッシングについて】 1. キャッシング利用可能枠 <table border="1" data-bbox="817 1059 1482 1218"> <tr> <td>返済方式</td><td>1 回払の場合：元利一括返済 リボルビング払の場合：残高スライド方式又はリボ残高スライド方式</td></tr> </table>	返済方式	1 回払の場合：元利一括返済 リボルビング払の場合：残高スライド方式 又はリボ残高スライド方式														
返済方式	1 回払の場合：元利一括返済 リボルビング払の場合：残高スライド方式																		
返済方式	1 回払の場合：元利一括返済 リボルビング払の場合：残高スライド方式 又はリボ残高スライド方式																		
2. リボルビング払の支払元金 (残高スライド方式) <table border="1" data-bbox="113 1267 778 1877"> <tr> <th>融資残高</th><th>支払元金</th></tr> <tr> <td>200,000 円以下</td><td>5,000 円～10,000 円</td></tr> <tr> <td>200,000 円超 500,000 円以下</td><td>10,000 円～20,000 円</td></tr> <tr> <td>500,000 円超 1,000,000 円以下</td><td>10,000 円～30,000 円</td></tr> <tr> <td>1,000,000 円超</td><td>10,000 円～60,000 円</td></tr> </table> ※月末融資残高により支払月の支払元金が決まります。 ※最低支払元金は、当社所定の方法により変更することができます。 ※支払元金が取り決めた金額以下になる場合には、融資残高全額が支払元金となります。	融資残高	支払元金	200,000 円以下	5,000 円 ～10,000 円	200,000 円超 500,000 円以下	10,000 円 ～20,000 円	500,000 円超 1,000,000 円以下	10,000 円 ～30,000 円	1,000,000 円超	10,000 円 ～ 60,000 円	2. リボルビング払の支払元金 キャッシング基本契約が成立した日付により返済方式が異なります。返済方式を確認するには、ご契約時に発行されますご契約のご案内をご確認ください。 ■ 2025 年 10 月 13 日以前にキャッシングの基本契約をご契約の方 <table border="1" data-bbox="817 1458 1482 1977"> <tr> <th>融資残高</th><th>最低支払元金</th></tr> <tr> <td>200,000 円以下</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>200,000 円超 500,000 円以下</td><td>20,000 円</td></tr> <tr> <td>500,000 円超 1,000,000 円以下</td><td>30,000 円</td></tr> </table> ※月末融資残高により支払月の支払元金が決まります (残高スライド方式)。 ※最低支払元金は、当社所定の方法により変更することができ	融資残高	最低支払元金	200,000 円以下	10,000 円	200,000 円超 500,000 円以下	20,000 円	500,000 円超 1,000,000 円以下	30,000 円
融資残高	支払元金																		
200,000 円以下	5,000 円 ～10,000 円																		
200,000 円超 500,000 円以下	10,000 円 ～20,000 円																		
500,000 円超 1,000,000 円以下	10,000 円 ～30,000 円																		
1,000,000 円超	10,000 円 ～ 60,000 円																		
融資残高	最低支払元金																		
200,000 円以下	10,000 円																		
200,000 円超 500,000 円以下	20,000 円																		
500,000 円超 1,000,000 円以下	30,000 円																		

ます。毎月 10 日までに変更した場合に、当月支払分より適用されるものとします。

※以下の手続きを実施することでリボ残高スライド方式に変更されます。

- ・最低支払額の変更
- ・キャッシング利用枠の増枠
- ・支払元金のボーナス月増額変更

※支払元金を取り決めた金額以下になる場合には、融資残高全額が支払元金となります。

■ 2025 年 10 月 14 日以降にキャッシングの基本契約をご契約の方

融資残高	最低支払元金
100,000 円以下	3,000 円
100,000 円超 200,000 円以下	6,000 円
200,000 円超 500,000 円以下	10,000 円
500,000 円超 1,000,000 円以下	20,000 円

※以下の手続きを実施した場合の月末融資残高により支払月の支払元金が決まります（リボ残高スライド方式）。

- ・キャッシングのご利用
- ・キャッシングあとからリボのご利用
- ・最低支払額の変更
- ・キャッシング利用枠の増枠
- ・支払元金のボーナス月増額変更

※最低支払元金は、当社所定の方法により変更することができます。変更後の支払元金は、毎月 10 日までに変更した場合に、当月支払分より適用されるものとします。

※融資残高が支払元金以下になる場合には、融資残高全額が支払元金となります。

2025 年 8 月 1 日

2025 年 9 月 18 日

PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）サービス利用規約

PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員規約

旧	新
第 13 条（クレジットカード利用可能枠） 5. 当社は、会員のカード利用状況及び再審査の結果その他	第 13 条（クレジットカード利用可能枠） 5. 当社は、会員のカード利用状況及び再審査の結果その他

の事情を勘案して、第 1 項及び第 2 項の利用可能枠を必要に応じて増枠又は減枠（0 円とすることを含みます。）できるものとし、 また、本会員がキャッシング利用可能枠を増枠しようとする場合は、当社所定の方法により増枠を申し込むものとし、当社が審査した結果、適当と認めた場合にのみ増枠するものとします。 また、カードキャッシングは、当社が定め会員に告知した条件を満たさない限り利用できないものとします。	の事情を勘案して、第 1 項及び第 2 項の利用可能枠を必要に応じて増枠又は減枠（0 円とすることを含みます。）できるものとし、 また、本会員がキャッシング利用可能枠を増枠は、本会員が当社所定の方法により申込みを行った場合、又は当社が所定の審査の上、適当と認めた場合にのみ実施するものとします。 また、カードキャッシングは、当社が定め会員に告知した条件を満たさない限り利用できないものとします。
第 14 条（複数枚カード保有における利用可能枠） 7. 当社は、会員のカード利用状況、会員の再審査の結果その他事情を勘案して、第 1 項及び第 2 項の利用可能枠を必要に応じて増枠又は減枠（0 円とすることを含みます。）できるものとし、	第 14 条（複数枚カード保有における利用可能枠） 7. 当社は、会員のカード利用状況、会員の再審査の結果その他事情を勘案して、第 1 項及び第 2 項の利用可能枠を必要に応じて増枠又は減枠（0 円とすることを含みます。）できるものとし、 また、本会員がキャッシング利用可能枠を増枠は、本会員が当社所定の方法により申込みを行った場合、又は当社が所定の審査の上、適当と認めた場合にのみ実施するものとします。
第 40 条（カードキャッシングの利用方法） 3. 日本国内でカードキャッシングを利用する場合、返済方法は次の各号に定めるとおりとします。なお、カードキャッシングによる融資金額は 1 万円単位とします。 （1）1 回払 締切日に利用データを締め切り、支払日に支払う方法 （2）リボルビング払又はボーナス併用リボルビング払（残高スライド方式） 当社所定の支払元金に利息を加算した金額を支払日に支払う方法	第 40 条（カードキャッシングの利用方法） 3. 日本国内でカードキャッシングを利用する場合、返済方法は次の各号に定めるとおりとします。なお、カードキャッシングによる融資金額は 1 万円単位とします。ネットキャッシングを利用する場合は 1 万円以上 1 千円単位とします。 （1）1 回払 締切日に利用データを締め切り、支払日に支払う方法 （2）リボルビング払又はボーナス併用リボルビング払（残高スライド方式又はリボ残高スライド方式） 当社所定の支払元金に利息を加算した金額を支払日に支払う方法
第 41 条（カードキャッシングの支払方法） 2. 会員が支払方法の変更を当社所定の方法により申し出、当社が認めた場合には、支払方法を変更することができるものとします。この場合、会員は、本条記載の変更後の支払方法により支払うものとします。 また、会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の増額又は会員が指定した請求月のみ支払元金の増額による支払ができるものとします。ただし、会員が指定した請求月のみ支払元金の増額をした場合において、会員が当該増額に係る支払金の弁済を怠ったときには、当社は増額の申出が撤回されたものとみなし、増額前の元金及びこれに附随する手数料・遅延損害金のみを請求対象とすることができます。	第 41 条（カードキャッシングの支払方法） 2. 会員が支払方法の変更を当社所定の方法により申し出、当社が認めた場合には、支払方法を変更することができるものとします。この場合、会員は、本条記載の変更後の支払方法により支払うものとします。 また、会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の増額及び減額又は会員が指定した請求月のみ支払元金の増額による支払ができるものとします。ただし、会員が指定した請求月のみ支払元金の増額をした場合において、会員が当該増額に係る支払金の弁済を怠ったときには、当社は増額の申出が撤回されたものとみなし、増額前の元金及びこれに附随する手数料・遅延損害金のみを請求対象とすることができます。
第 42 条（キャッシングご利用案内書） 1. 当社は、会員がカードキャッシングを利用又は返済する都度、利用内容を記載したキャッシングご利用案内書（以下「利用案内書」といいます。）を発行するものとします。	第 42 条（キャッシングご利用案内書兼変更案内書） 1. 当社は、会員がカードキャッシングを利用する都度、利用内容を記載したキャッシングご利用案内書兼変更案内書（以下「利用案内書」といいます。）を発行するものとします。
【カードキャッシングについて】 1. キャッシング利用可能枠	【カードキャッシングについて】 1. キャッシング利用可能枠

返済方式	1 回払の場合：元利一括返済 リボルビング払の場合：残高スライド方式
2. リボルビング払の支払元金（残高スライド方式）	
融資残高	支払元金
200,000 円以下	5,000 円～10,000 円
200,000 円超 500,000 円以下	10,000 円～20,000 円
500,000 円超 1,000,000 円以下	10,000 円～30,000 円
1,000,000 円超	10,000 円～60,000 円
※月末融資残高により支払月の支払元金が決まります。	
※最低支払元金は、当社所定の方法により変更することができます。	
※支払元金を取り決めた金額以下になる場合には、融資残高全額が支払元金となります。	

返済方式	1 回払の場合：元利一括返済 リボルビング払の場合：残高スライド方式又はリボ残高スライド方式
2. リボルビング払の支払元金	
キャッシング基本契約が成立した日付により返済方式が異なります。 返済方式を確認するには、ご契約時に発行されますご契約のご案内をご確認ください。	
■2025 年 10 月 13 日以前にキャッシングの基本契約をご契約の方	
融資残高	最低支払元金
200,000 円以下	10,000 円
200,000 円超 500,000 円以下	20,000 円
500,000 円超 1,000,000 円以下	30,000 円
※月末融資残高により支払月の支払元金が決まります（残高スライド方式）。	
※最低支払元金は、当社所定の方法により変更することができます。毎月 10 日までに変更した場合に、当月支払分より適用されるものとします。	
※以下の手続きを実施することでリボ残高スライド方式に変更されます。	
・最低支払額の変更	
・キャッシング利用枠の増枠	
・支払元金のボーナス月増額変更	
※支払元金を取り決めた金額以下になる場合には、融資残高全額が支払元金となります。	
■2025 年 10 月 14 日以降にキャッシングの基本契約をご契約の方	
融資残高	最低支払元金
100,000 円以下	3,000 円
100,000 円超 200,000 円以下	6,000 円

	200,000 円超 500,000 円以下	10,000 円
	500,000 円超 1,000,000 円以下	20,000 円
※以下の手続きを実施した場合の月末融資残高により支払月の支払元金が決まります（リボ残高スライド方式）。 ・キャッシングのご利用 ・キャッシングあとからリボのご利用 ・最低支払額の変更 ・キャッシング利用枠の増枠 ・支払元金のボーナス月増額変更 ※最低支払元金は、当社所定の方法により変更することができます。 変更後の支払元金は、毎月 10 日までに変更した場合に、当月支払分より適用されるものとします。 ※融資残高が支払元金以下になる場合には、融資残高全額が支払元金となります。		
2025 年 8 月 1 日	2025 年 9 月 18 日	

PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）WEB 書面利用規定

旧	新
第 2 条（書面の種類） 当社は、次の各号に定める書面を電磁的方法により提供します。 （1）PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員規約（以下、「会員規約」といいます。） （2）お申し込み内容の事前のご案内 （3）ご契約内容のご案内（お申し込み内容のご案内） （4）ご契約内容の変更のご案内 （5）キャッシングご利用案内書 （6）領収書	第 2 条（書面の種類） 当社は、次の各号に定める書面を電磁的方法により提供します。 （1）PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員規約（以下、「会員規約」といいます。） （2）お申し込み内容の事前のご案内 （3）ご契約内容のご案内（お申し込み内容のご案内） （4）ご契約内容の変更のご案内 （5）キャッシングご利用案内書兼変更案内書 （6）領収書
2023 年 10 月 1 日	2025 年 9 月 18 日

PayPay カード（PayPay 決済用）会員特約

旧	新
第 1 条（適用） 1. PayPay カード（PayPay 決済用）会員特約（以下、「本特約」といいます。）は、PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員（以下、「本会員」といいます。）のうち、PayPay 株式会社（以下、「PayPay」といいます。）が定める「PayPay サービス利用規約」に同意し PayPay アカウントを保有したうえで、PayPay カード株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する PayPay カード（PayPay 決済	第 1 条（適用） 1. PayPay カード（PayPay 決済用）会員特約（以下、「本特約」といいます。）は、PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員（以下、「本会員」といいます。）のうち、PayPay 株式会社（以下、「PayPay」といいます。）が定める「PayPay サービス利用規約」（以下、「PayPay サービス利用規約」といいます。）に同意し PayPay アカウントを保有したうえで、PayPay カード株式会社（以下、「当社」とい

用）（QRコード等を利用して PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）情報を用いてクレジット決済を行うことのできるサービスをいいます。）に当社所定の方法により登録した本会員（以下、「本特約会員」といいます。）に適用されます。	います。）が提供する PayPay カード（PayPay 決済用）（QRコード等を利用して PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）情報を用いてクレジット決済を行うことのできるサービスをいいます。）に当社所定の方法により登録した本会員（以下、「本特約会員」といいます。）に適用されます。
第 2 条（PayPay カード（PayPay 決済用）の概要） 2. 本特約会員は、PayPay の加盟店で商品の購入やサービスの提供を受けることができます。	第 2 条（PayPay カード（PayPay 決済用）の概要） 2. 本特約会員は、PayPay の加盟店（PayPay が提携する海外決済ネットワークを利用できる加盟店を含みます。）で商品の購入やサービスの提供を受けることができます。
	5. 海外で PayPay カード（PayPay 決済用）を利用した代金の円貨への換算は、PayPay サービス利用規約に定める海外取引為替レートが適用されるものとします。
2024 年 7 月 24 日	2025 年 9 月 18 日

電磁化書面規定（貸金）（PayPay カード（PayPay 決済用）特約会員用）

旧	新
第 2 条（書面の種類） 1. 当社は、次の各号に定める書面を電磁的方法により提供します。 （1）PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員規約 （2）PayPay カード（PayPay 決済用）会員特約 （3）お申込内容の事前のご案内 （4）ご契約内容のご案内（お申し込み内容のご案内） （5）ご契約内容の変更のご案内 （6）キャッシングご利用案内書 （7）領収書	第 2 条（書面の種類） 1. 当社は、次の各号に定める書面を電磁的方法により提供します。 （1）PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員規約 （2）PayPay カード（PayPay 決済用）会員特約 （3）お申込内容の事前のご案内 （4）ご契約内容のご案内（お申し込み内容のご案内） （5）ご契約内容の変更のご案内 （6）キャッシングご利用案内書兼変更案内書 （7）領収書
2023 年 8 月 1 日	2025 年 9 月 18 日